

# 令和8（2026）年度伊丹市家庭菜園

## 新規利用者 募集案内



菜園利用の  
動画配信中



伊丹市家庭菜園利用者を下記のとおり募集します。本募集案内をよく読んで応募して下さい。

- 1 募集期間 令和8年2月2日（月）～2月27日（金）17時30分必着
- 2 応募方法



お申込み

### ① 電子申請する場合

左の画像から、応募フォームへアクセスしてください。

### ② ハガキで応募する場合

添付の指定ハガキに必要事項を記入の上、応募して下さい。消せる筆記具で記入した応募は無効となります。

### 3 応募資格

※個人は一住所・学校園および福祉施設は一施設につき、応募は一菜園に限ります。応募者ご本人が菜園利用者になります。

- 1) 市内に住所を有する成人又は学校園及び福祉施設等
- 2) 応募者ご本人が耕作をする意欲のある方
- 3) 営利を目的とせず、自ら農作物を栽培すること
- 4) 伊丹市家庭菜園の設置及び利用に関する要綱・伊丹市家庭菜園利用ルールの抜粋をよく読み、その内容に同意していただける方
- 5) 利用開始時に、利用区画の除草をしていただくことに了承頂ける方  
(事務手続き上、菜園利用開始まで日数が空く関係で、雑草が生えている可能性があります。)

### 4 募集菜園

別表のとおり

### 5 利用料

標準区画20㎡の場合、年額15,800円(790円/㎡・年)

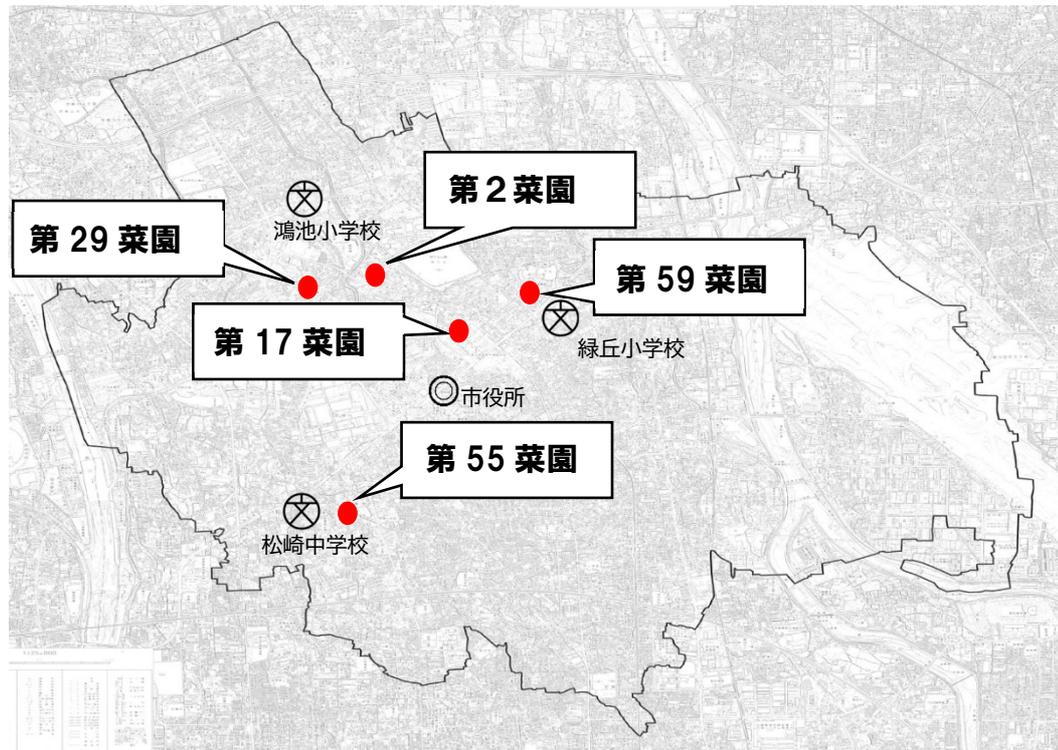
※利用する区画により面積、利用料は異なります。

※次年度以降は、利用料変更の可能性あります。

- 6 問合せ先 伊丹市都市活力部産業振興室農業政策課 TEL072-784-8050

## 募 集 菜 園 一 覧 表

菜園名	住所	利用期間	募集区画数 (予定)
第2菜園	瑞原2丁目	<b>4月1日から</b> 令和13年 2月まで	38
第17菜園	瑞穂町6丁目		38
第29菜園	中野東2丁目		35
第55菜園	昆陽南5丁目		17
第59菜園	緑ヶ丘1丁目		19



### 伊丹市家庭菜園の設置及び利用に関する要綱（抜粋）

（利用許可の取消し）

第14条 市長は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条各号に規定する条件（市内に住所を有する、営利を目的としない、農作物を自ら栽培する）を満たさなくなったとき。
- (2) 決定した利用者以外の第三者に利用させたとき。
- (3) 菜園の運営に支障をきたす行為を行ったとき。
- (4) 利用する区画以外の区画を利用したとき。
- (5) 利用者が死亡したとき。ただし、親族が利用許可の継承を申し出た場合は、この限りではない。
- (6) 伊丹市家庭菜園利用ルールに違反したとき。
- (7) その他、特に市長が利用させることが適当でないとき。

- 4 前項において、許可取り消しを通知したものに対し、取消し日から起算して5年間、市長は菜園の利用の申し込みを拒否することができる。

(利用料の取扱い)

第16条 既に納付された利用料は、返還しない。

## 伊丹市家庭菜園利用ルール（抜粋）

### 9 農薬・肥料等の使用について

- (1) 農薬の使用は可能な限り控えて下さい。
- (2) 農薬を菜園内に放置することは禁止です。
- (3) 肥料を使用する際は、施肥後速やかに上から土をかぶせて下さい。
- (4) 臭いの強い肥料（鶏糞、チップ堆肥、生の馬糞・牛糞・魚粉等）の使用は禁止です。
- (5) 浄水場の沈殿土の使用は禁止です。

### 10 その他の禁止事項

- (1) 車での来園
- (2) 菜園の又貸し
- (3) 喫煙や飲酒
- (4) 駐輪場以外への駐輪
- (5) ペットの園内への連れ込み
- (6) 大声での会話
- (7) その他、他の利用者及び周辺住民の迷惑になる行為

### 11 利用期間

- (1) 菜園の利用期間は利用許可書に記載のある通りです。
- (2) 次年度以降の利用を希望されない方は、その年度の3月末までに市農業政策課にご連絡下さい。
- (3) 次年度の利用料金は4月以降に郵送される納付書で納めて下さい。
- (4) 年度途中で廃園の必要が生じた場合は、市が指定する時期までを利用期間とします。

### 14 利用許可の取消について

- (1) 本ルールに違反し、市及び菜園管理者の指導に従わない場合は、利用許可を取り消します。その際には許可取消し日から起算して5年間は菜園の利用の申し込みができません。

家庭菜園の運営は利用者の皆様の協力で成り立っています。利用ルールが守られない場合や暴力的言動をされる利用者が一部でもおられますと、菜園の継続が危うくなります。利用者の皆様が気持ちよく耕作できるよう、利用ルールの遵守および運営へのご協力をお願いします。

## <注 意>

現在、伊丹市家庭菜園を利用している方は応募できません。

ただし、令和8年2月末までの更新菜園の利用者は応募できます。  
(2月28日までに原状復帰作業を完了してください)

### ★★ 次の場合は無効となります ★★

- ① 消せる筆記用具で記入した場合。
- ② 必要事項の記入が無い場合。
- ③ 2つ以上の希望菜園を記入した場合。
- ④ 一住所・一施設での複数の応募、または他人の名義を借りて応募した場合。
- ⑤ 応募資格を満たしていない場合、または偽って申込みをした場合。
- ⑥ 現在、伊丹市菜園を利用されている方が応募した場合。

### 利用案内通知の送付について

応募者全員に、ハガキにより3月19日(木)までに通知します。

ただし3月19日(木)を過ぎてもご自宅にハガキが到着しない場合についてはご連絡下さい。

■ 応募多数の場合は、抽選を行います。

※ 抽選結果の電話での問い合わせには、お答えできません。

市役所4階農業政策課窓口では、3月19日(木)より閲覧可能です。

1. 利用説明会 3月27日(金)に開催予定です。

2. 補欠登録 抽選の結果順に補欠登録を最長5年間行います。  
空区画が発生次第、順にご連絡いたします。

## 第2菜園・第29菜園



## 第17菜園・第59菜園



## 第55菜園

